

名古屋市公報

令和 4年 5月11日

第151号

発行所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所

電話 [052] 972-2246

編集兼

名古屋市総務局行政部法制課長

発行人

目次	次	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第244号) 3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第245号) 12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第246号) 15
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第247号) 16
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第248号) 17
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第249号) 18
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第250号) 19
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について	(消防・総務課)	(第251号) 20
○ 名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について	(教育・科学館総務課)	(第252号) 21
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第253号) 22
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・財政課)	(第254号) 24
○ 指定納付受託者の指定	(財政・税務システム推進課)	(第255号) 25
○ 指定納付受託者の指定	(財政・税制課)	(第256号) 26
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第257号) 27
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第258号) 28
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第259号) 29
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課)	(第260号) 37
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第261号) 38

- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について
(環境・地域環境対策課) (第262号) 39
 - 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について
(環境・地域環境対策課) (第263号) 40
 - 災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定
(防災・地域防災室) (第264号) 41
 - 名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧
(住都・市街地整備課) (第265号) 45
 - 名古屋市明願土地区画整理組合の定款の変更認可
(住都・市街地整備課) (第266号) 46
 - 建築協定の認可
(住都・建築指導課) (第267号) 47
-

選挙管理委員会告示

- 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表について (第2号) 48
-

教育委員会告示

- 教育委員会定例会の開催について (第8号) 56
-

上下水道局管理規程

- 名古屋市上下水道局公印規程の一部改正 (第20号) 57
-

交通局告示

- 名古屋市観光周遊バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について (第6号) 58
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 60
-

名古屋市告示第 244号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 4月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称	株式会社ユニオン	
介護事業者の所在地	名古屋市西区比良二丁目 278番地	
介護事業所の名称	あいむ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区清里町12番地
	新	名古屋市西区比良二丁目 278番地
変更年月日	令和 3年 8月 1日	

介護事業者の名称	株式会社輪華	
介護事業者の所在地	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1901番地の 1	
介護事業所の名称	優輪ケアステーション	

介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区脇田町1701番地の 1
	新	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1638番地の 2
変更年月日	令和 4年 3月15日	

2 訪問看護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須一丁目 7番14号
	新	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号
介護事業所の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション千種	
介護事業所の所在地	名古屋市千種区内山三丁目12番18号	
変更年月日	令和 4年 2月14日	

介護事業者の名称	ソフィアメディ株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区西五反田 1- 3- 8	
介護事業所の名称	旧	ソフィア訪問看護ステーション千種
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション千種
介護事業所の所在地	名古屋市千種区北千種一丁目 4番10号	
変更年月日	令和 4年 4月 1日	

介護事業所の名称	わんぱく歯科	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池三丁目 4番18号
	新	名古屋市千種区今池三丁目18番12号
変更年月日	令和 4年 2月10日	

介護事業者の名称	ソフィアメディ株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区西五反田 1- 3- 8	
介護事業所の名称	旧	ソフィア訪問看護ステーション名北
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション名北

介護事業所の所在地	名古屋市北区西味鏡一丁目 412番地
変更年月日	令和 4年 4月 1日

介護事業者の名称	ソフィアメディ株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区西五反田 1-3-8	
介護事業所の名称	旧	ソフィア訪問看護ステーション名西
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション名西
介護事業所の所在地	名古屋市西区児玉三丁目 7番18号	
変更年月日	令和 4年 4月 1日	

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須一丁目 7番14号
	新	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号
介護事業所の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション名北	
介護事業所の所在地	名古屋市西区八筋町 260番地	
変更年月日	令和 4年 2月14日	

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須一丁目 7番14号
	新	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号
介護事業所の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション名古屋	
介護事業所の所在地	名古屋市中区松原三丁目 4番27号	
変更年月日	令和 4年 2月14日	

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須一丁目 7番14号
	新	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号

介護事業所の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション昭和
介護事業所の所在地	名古屋市昭和区東畑町 1丁目28番地
変更年月日	令和 4年 2月14日

介護事業者の名称	ソフィアメディ株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区西五反田 1-3-8	
介護事業所の名称	旧	ソフィア訪問看護ステーション瑞穂
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション瑞穂
介護事業所の所在地	名古屋市瑞穂区萩山町 3丁目33番地	
変更年月日	令和 4年 4月 1日	

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須一丁目 7番14号
	新	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号
介護事業所の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション高畑	
介護事業所の所在地	名古屋市中川区高畑一丁目 241番地	
変更年月日	令和 4年 2月14日	

介護事業所の名称	たわだりハビリクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区八百島二丁目 605番地
	新	名古屋市港区八百島二丁目 604番地
変更年月日	令和 3年10月 5日	

介護事業者の名称	株式会社輪華
介護事業者の所在地	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1901番地の 1
介護事業所の名称	優輪訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧 名古屋市守山区脇田町1701番地の 1

地	新	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1638番地の 2
変更年月日		令和 4年 3月15日

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須一丁目 7番14号
地	新	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号
介護事業者の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション緑	
介護事業所の所在地	名古屋市緑区鳴海町字山下 108番地の 1	
変更年月日	令和 4年 2月14日	

介護事業者の名称	ソフィアメディ株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区西五反田 1- 3- 8	
介護事業所の名称	旧	ソフィア訪問看護ステーション名東
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション名東
介護事業所の所在地	名古屋市名東区代万町 1丁目49番地	
変更年月日	令和 4年 4月 1日	

介護事業者の名称	株式会社リハピネス	
介護事業者の所在地	名古屋市名東区山の手一丁目 601番地	
介護事業所の名称	にじいろ訪問看護リハステーション（小児・精神・認知症）	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区山の手一丁目 801番地
地	新	名古屋市名東区山の手一丁目 601番地
変更年月日	令和 3年 9月21日	

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須一丁目 7番14号
地	新	名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号

介護事業所の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション藤が丘
介護事業所の所在地	名古屋市名東区宝が丘29番地
変更年月日	令和4年2月14日

介護事業者の名称	ソフィアメディ株式会社	
介護事業者の所在地	東京都品川区西五反田 1-3-8	
介護事業所の名称	旧	ソフィア訪問看護ステーション天白
	新	ソフィアメディ訪問看護ステーション天白
介護事業所の所在地	名古屋市天白区向が丘一丁目1301番地	
変更年月日	令和4年4月1日	

介護事業者の名称	株式会社デザインケア	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市中区大須一丁目7番14号
	新	名古屋市中村区名駅二丁目38番2号
介護事業所の名称	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション植田	
介護事業所の所在地	名古屋市天白区植田一丁目1801番地	
変更年月日	令和4年2月14日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	わんぱく歯科	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池三丁目4番18号
	新	名古屋市千種区今池三丁目18番12号
変更年月日	令和4年2月10日	

介護事業所の名称	たわだリハビリクリニック	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区八百島二丁目605番地
	新	名古屋市港区八百島二丁目604番地
変更年月日	令和3年10月5日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		わんぱく歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区今池三丁目 4番18号
	新	名古屋市千種区今池三丁目18番12号
変更年月日		令和 4年 2月10日

介護事業所の名称		たわだりハビリクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区八百島二丁目 605番地
	新	名古屋市港区八百島二丁目 604番地
変更年月日		令和 3年10月 5日

介護事業所の名称		スギ薬局極楽店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区極楽二丁目 122番地の 1
	新	名古屋市名東区高針台二丁目1403番地の 1
変更年月日		令和 4年 3月24日

5 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業所の名称		たわだりハビリクリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区八百島二丁目 605番地
	新	名古屋市港区八百島二丁目 604番地
変更年月日		令和 3年10月 5日

6 居宅介護支援事業所

介護事業者の名称		株式会社ユニオン
介護事業者の所在地		名古屋市西区比良二丁目 278番地
介護事業所の名称		明日菜ケアプランセンター
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区清里町12番地
	新	名古屋市西区比良二丁目 278番地

変 更 年 月 日	令和 3年 8月 1日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	一般社団法人なごや在宅応援団	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市南区柵下町 1丁目 3番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	在宅支援センターたつのこ	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市南区柵下町 1丁目 3番地
	新	名古屋市南区松城町 1丁目35番地の 1
変 更 年 月 日	令和 4年 3月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社輪華	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1901番地の 1	
介 護 事 業 所 の 名 称	優輪ケアプラン	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市守山区脇田町1701番地の 1
	新	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1638番地の 2
変 更 年 月 日	令和 4年 3月15日	

介 護 事 業 者 の 名 称	社会医療法人名古屋記念財団	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市天白区平針四丁目 305番地	
介 護 事 業 所 の 名 称	ホスピー居宅介護支援事業所	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区岳見町 4丁目40番地の 6
	新	名古屋市天白区西入町80番地
変 更 年 月 日	令和 4年 4月 1日	

7 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社ユニオン
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市西区比良二丁目 278番地
介 護 事 業 所 の 名 称	あいむ

介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区清里町12番地
	新	名古屋市西区比良二丁目 278番地
変 更 年 月 日	令和 3年 8月 1日	

介護事業者の名称	株式会社輪華	
介護事業者の所在地	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1901番地の 1	
介護事業所の名称	優輪ケアステーション	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区脇田町1701番地の 1
	新	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1638番地の 2
変 更 年 月 日	令和 4年 3月15日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 245号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 4月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
鵜飼医院	名古屋市中村区大秋町 3丁目36番地の 3	令和 2年 12月31日
森本医院	名古屋市熱田区大宝四丁目 7番 7号	令和 4年 3月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
鵜飼医院	名古屋市中村区大秋町 3丁目36番地	令和 2年

	の 3	12月31日
森本医院	名古屋市熱田区大宝四丁目 7番 7号	令和 4年 3月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
エムハート薬局自由ヶ丘店	名古屋市千種区徳川山町 5丁目 1番 2号	令和 4年 4月 1日
エムハート薬局たばた店	名古屋市北区田幡二丁目 9番25号	令和 4年 4月 1日
かえで調剤薬局	名古屋市西区名駅二丁目11番 2号	令和 3年 12月17日
エムハート薬局名駅店	名古屋市中村区椿町 1番16号	令和 4年 4月 1日
鵜飼医院	名古屋市中村区大秋町 3丁目36番地の 3	令和 2年 12月31日
丸八薬局有限公司	名古屋市中区錦二丁目16番 6号	令和 3年 12月 1日
コスモス調剤薬局伏見店	名古屋市中区栄二丁目 1番 1号	令和 4年 3月31日
森本医院	名古屋市熱田区大宝四丁目 7番 7号	令和 4年 3月 1日
松下薬局	名古屋市中川区吉津三丁目1403番地	令和 4年 4月 1日
エムハート薬局こうえい店	名古屋市港区港栄四丁目 3番 5号	令和 4年 4月 1日
いなぐま歯科	名古屋市南区本城町 3番地の 3	令和 4年 2月 1日

エムハート薬局アクロス 小幡店	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10 号	令和 4年 4月 1日
--------------------	-------------------------	----------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 246号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 4月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人羊蹄会 愛知県岩倉市曾野町郷前 5番地	あかいてんとうむしケアプラ ンセンター藤が丘 名古屋市守山区四軒家一丁目 1252番地	令和 4年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 247号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 4月27日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市西区中小田井四丁目 380番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 248号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当します。

令和 4年 4月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区船見町 1番42の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

セレン及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 249号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、令和3年名古屋市告示第 456号により指定した要措置区域の一部を解除します。

令和 4年 4月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定を解除する区域

名古屋市千種区幸川町 3丁目 7番の一部、仁座町 1番の一部、萩岡町 1番の一部、不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壤含有量基準）

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 250号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和3年名古屋市告示第 457号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 4年 4月27日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区高峯町 1番 1の一部、仁座町 1番の一部、東山元町 6丁目
1番 1の一部及び不老町 1番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 252号

名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 4年 4月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

東京都品川区東品川二丁目 3番11号

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

2 収納委託した使用料

名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 3号）

第12条に規定する観覧券付クーポンを発行する場合の観覧料

3 委託期間

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

名古屋市教育委員会科学館総務課

名古屋市告示第 253号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 4月28日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和 3年 3月31日 2指令住開指第 199号	名古屋市名東区梅森坂 二丁目1016番 1	岐阜県多治見市高根町四 丁目29番地 中部薬品株式会社 代表取締役 高巢基彦
令和 3年11月10日 3指令住開指第73号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 261	愛知県知立市山町山34番 地 1 伊吉栄太
令和 3年 8月16日 3指令住開指第37号	名古屋市緑区有松南 146番	名古屋市中区栄三丁目31 番 8号 中央不動産株式会社 代表取締役 蛭江啓幸
令和 3年 4月22日 3指令住開指第11号	名古屋市中川区江松四 丁目1410番外 6筆	名古屋市中川区江松三丁 目 413番地 魚彦江松加工センター株 式会社 代表取締役 富田貴博

令和 3年 7月16日 3指令住開指第39号	名古屋市守山区森孝二丁目 345番	名古屋市守山区森孝一丁目1129番地 梅村利美
令和 3年 6月25日 3指令住開指第31号	名古屋市千種区東山元町二丁目65番 2外 2筆	名古屋市昭和区白金二丁目 7番11号 マルヤス工業株式会社 代表取締役 山田泰一郎
令和 3年12月15日 3指令住開指第79号	名古屋市港区新茶屋四丁目2502番 1	名古屋市港区春田野一丁目1308番地の 1 (カーサアルドールⅡ 202号) 中村絵莉華

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第254号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和4年4月28日

名古屋市長 河村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備考
特定非営利活動法人 きずなの会	名古屋市中区丸の内三丁目5番10号	令和4年3月24日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 255 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4 年 4 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主たる事務所の所在地
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

2 納入義務者から委託を受ける歳入

オンライン申請における税務証明手数料及び郵送費に相当する諸収入

3 指定納付受託者に納付させる始期

令和 4 年 5 月 1 日

名古屋市財政局税務部税務システム推進課

名古屋市告示第 256 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4 年 4 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社名古屋カード	名古屋市中区上前津二丁目 4 番 5 号
トヨタファイナンス株式会社	名古屋市西区牛島町 6 番 1 号
名古屋市交通局	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

税務証明手数料及び原動機付自転車等の標識の再交付に係る弁償金

3 指定納付受託者に納付させる始期

令和 4 年 5 月 2 日

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 257号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 4年 4月28日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 有料公園施設の名称
駐車場（鶴舞公園）

- 2 変更内容

令和 4年 4月29日から同年12月28日まで及び令和 5年 1月 4日から同年 3月31日までの供用時間について、「午前 8時45分から午後 9時30分まで」を「午前 0時から午後12時まで（ただし、入庫の取扱い時間は、午前 4時30分から午後12時まで）」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 258号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 4年 4月28日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

二の丸東駐車場（名城公園）

2 変更内容

令和 4年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの供用時間について、「午前 8時30分から午後 6時30分まで」を「午前 8時30分から午後10時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 259号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 4年 5月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 4年11月30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和4年5月20日（金）から同月31日（火）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和4年5月20日（金）から同月31日（火）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和4年5月20日（金）から同月31日（火）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 4年 5月22日（日）から同月31日（火）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 4年 6月20日（月）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 182戸

事故住宅 14戸

(2) 改良住宅

空家住宅 11戸

事故住宅 2戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 125戸

第 3 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 25戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受け

ている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）

を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 86戸

事故住宅 19戸

(2) 改良住宅

空家住宅 3戸

事故住宅 4戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成28年度第 1回一般募集から令和 3年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成28年度第 1回一般募集から令和 3年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2)から(13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

第 7 高齢者改善単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有する60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸

事故住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 260号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 4年 5月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

利用料金を納付しなければならない期間

令和 4年 5月 3日（火）から同月 5日（木）まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 261号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和3年名古屋市告示第 641号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 4年 5月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区尾頭橋三丁目 617番の一部、 618番の一部及び 619番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 262号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 5月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中村区名駅南二丁目 704番の一部及び 704番 3の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

^ひ砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 263号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 443号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年 5月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市名東区社が丘三丁目 301番 2の一部及び 307番 2の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 264号

災害対策基本法に基づく指定福祉避難所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）災害対策基本法第49条の 7、災害対策基本法施行令第20条の 6及び災害対策基本法施行規則第 1条の 9に規定する指定福祉避難所として、次のとおり指定しました。

令和 4年 5月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

名 称	所 在 地	指定年月日	受 入 対 象 者
うえの授産所	名古屋市千種区北千種二丁目 1番44号	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
サポートセンター b e i n g 若水	名古屋市千種区若水三丁目21番22号	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
あかりの家（千種苑）	名古屋市千種区竹越一丁目 3番11号	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
小規模多機能かくれんぼ	名古屋市北区金城町四丁目56番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
小規模多機能 恵	名古屋市北区金城町四丁目31番 1	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
デイサービスかくれんぼ	名古屋市北区金城町四丁目47番地の 2	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
ハンナの里	名古屋市北区大我麻町 277番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族

めいほく鳩岡の家	名古屋市北区鳩岡町一丁目 1番 5号	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
サンホープ名古屋	名古屋市西区中小田井五丁目35番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
VOLO	名古屋市西区歌里町 147番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
あかりの家（中村苑）	名古屋市中村区烏森町六丁目91番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
名身連第二ワークス・第二デイサービス	名古屋市中村区中村町七丁目84番地の 1	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
清月荘	名古屋市中村区深川町三丁目80番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
かくれんぼ鶴舞	名古屋市中区千代田三丁目32番地 8号URアーバンラフレ鶴舞公園 2号棟 1階	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
サポートセンター being吹上	名古屋市昭和区吹上町一丁目35番地の 7	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
南山の郷	名古屋市昭和区南山町 5番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
サポートセンター being瑞穂	名古屋市瑞穂区神穂町 7番35号	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
なごやかハウス 岳見	名古屋市瑞穂区岳見町三丁目 4番地の 1	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
大喜デイサービス センター	名古屋市瑞穂区大喜町四丁目15番地の 3	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族

名身連第一ワーク ス・第一デイサー ビス	名古屋市熱田区横田二 丁目 4番22号	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
サポートセンター b e i n g 小本	名古屋市中川区小本一 丁目20番37号	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
わーくす昭和橋	名古屋市中川区福船町 四丁目 1番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
なごやかハウス野 跡	名古屋市港区野跡五丁 目 2番 3号	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
第 2ユニオンワー クス	名古屋市港区名四町 131番地の 2	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
リサイクル港作業 所	名古屋市港区正徳町六 丁目69番地 1	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
みらいろ	名古屋市港区正保町八 丁目 110番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
港ワークキャンパ ス	名古屋市港区十一屋一 丁目70番地の 4	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
うろじの家	名古屋市港区西茶屋四 丁目 111番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
リサイクルみなみ 作業所	名古屋市南区元塩町六 丁目 8番地の 5	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
ゆたか作業所	名古屋市南区泉楽通四 丁目 5番地 3	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
活動センターねー ぶる	名古屋市南区要町一丁 目20番	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
みのり共同作業所	名古屋市南区元塩町三 丁目 1番地の 3	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
なごやかハウス三 条	名古屋市南区三条二丁 目16番42号	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族

大森授産所	名古屋市守山区元郷一丁目 912番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
なるみ作業所	名古屋市緑区諸の木三丁目2407番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
なごやかハウス滝ノ水	名古屋市緑区滝ノ水三丁目2103番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
広瀬内科デイサービスセンター	名古屋市緑区鎌倉台一丁目 714番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
小規模多機能エム・ケア名東サテライト	名古屋市名東区高間町43番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
メイトウ・ワークス	名古屋市名東区勢子坊二丁目1303番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
ナーシングホームみち草	名古屋市天白区土原二丁目 408番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
デイサービス ライフケア久方	名古屋市天白区久方一丁目 140番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族
おちゃや	名古屋市天白区元植田二丁目1904番地	令和 4年 4月 1日	当該施設の利用者 とその家族

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 265号

名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市緑笹塚土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 4年 5月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧の期間

令和 4年 5月 6日から同月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 266号

名古屋市明願土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 4年 5月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市明願土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区定納山二丁目 202番地
- 3 設立認可の年月日
平成22年 2月 4日
- 4 変更認可の年月日
令和 4年 5月 2日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第267号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和4年5月6日

名古屋市長 河村 たかし

1 建築協定の名称

愛知県産業労働センター・名古屋クロスコートタワー地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市中村区名駅四丁目401番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市選挙管理委員会告示第2号

名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙運動に関する
収入及び支出の報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定に基づき、令和
3年12月5日執行の名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙における各候補者の
選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和4年4月26日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐橋典一

名古屋市選挙管理委員会事務局

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年12月5日執行 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,710,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上村 美千代	所属党派	自由民主党	令和 3 年 10 月 19 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	中川 眞由美			令和 3 年 12 月 13 日まで

収 入	支 出
主たる寄附	
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費 481,400 円
0 円	家 屋 費 956,571 円
	(選挙事務所費 956,571 円)
	(集合会場費 0 円)
	通 信 費 0 円
	交 通 費 104,800 円
	印 刷 費 857,665 円
	広 告 費 58,850 円
	文 具 費 7,787 円
	食 料 費 52,619 円
	休 泊 費 0 円
	雑 費 20,418 円
その他の寄附 0 件 0 円	
その他の収入 5,000,000 円	
今 回 計 5,000,000 円	今 回 計 2,540,110 円
前 回 計 0 円	前 回 計 0 円
総 計 5,000,000 円	総 計 2,540,110 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	58,960 円
	ポスターの作成	686,340 円

報告書受理年月日	令和3年12月20日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年12月5日執行 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,710,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	梅田 泰明	所属党派	立憲民主党	令和3年11月9日から 期間 第1回分
出納責任者氏名	村中 隆之			令和3年12月20日まで

収 入	支 出
主たる寄附	
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費 0 円
立憲民主党愛知県第1区 総支部 政治団体 200,000 円	家 屋 費 202,000 円
立憲民主党愛知県総支部 連合会 政党 2,000,000 円	(選挙事務所費 200,000 円)
	(集合会場費 2,000 円)
	通 信 費 32,088 円
	交 通 費 243,300 円
	印 刷 費 342,755 円
	広 告 費 676,885 円
	文 具 費 53,413 円
	食 料 費 2,814 円
	休 泊 費 0 円
	雑 費 78,268 円
その他の寄附 件 円	
その他の収入 1,800,000 円	
今 回 計 4,000,000 円	今 回 計 1,631,523 円
前 回 計 円	前 回 計 円
総 計 4,000,000 円	総 計 1,631,523 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	57,305 円
	ポスターの作成	268,950 円

報告書受理年月日	令和3年12月20日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年12月5日執行 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,710,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	梅田 泰明	所属党派	立憲民主党	令和4年1月14日から 期間 第3回分
出納責任者氏名	村中 隆之			令和4年1月17日まで

収 入	支 出
主たる寄附	
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人件費 15,000 円
円	家屋費 円
円	(選挙事務所費 円)
	(集合会場費 円)
	通信費 1,186 円
	交通費 円
	印刷費 410,850 円
	広告費 円
	文具費 円
	食料費 円
	休泊費 円
	雑費 4,664 円
その他の寄附 件 円	
その他の収入 円	
今回計 0 円	今回計 431,700 円
前回計 4,000,000 円	前回計 2,228,875 円
総計 4,000,000 円	総計 2,660,575 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	57,305 円
	ポスターの作成	268,950 円

報告書受理年月日	令和4年1月19日	第3回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年12月5日執行 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,710,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	奥田 真理	所属党派	減税日本	令和 3 年 11 月 1 日から 第 1 回分
出納責任者氏名	奥田 貢			令和 3 年 12 月 13 日まで

収 入	支 出
主たる寄附	
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費 251,250 円
減税日本 政治団体 100,000 円	家 屋 費 53,000 円
屋田 拓臣 学生 90,000	(選挙事務所費 50,000 円)
北村 堅 学生 90,000	(集合会場費 3,000 円)
	通 信 費 38,330 円
	交 通 費 0 円
	印 刷 費 532,030 円
	広 告 費 528,584 円
	文 具 費 9,609 円
	食 料 費 74,070 円
	休 泊 費 0 円
	雑 費 2,860 円
その他の寄附 1 件 10,000 円	
その他の収入 2,000,000 円	
今 回 計 2,290,000 円	今 回 計 1,489,733 円
前 回 計 0 円	前 回 計 0 円
総 計 2,290,000 円	総 計 1,489,733 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	58,480 円
	ポスターの作成	440,550 円

報告書受理年月日	令和3年12月16日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年12月5日執行 名古屋市議会議員東区選挙区補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

8,710,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村瀬 和弘	所属党派	日本共産党	令和 3 年 11 月 22 日から 期間 第 1 回分
出納責任者氏名	小酒井 隆			令和 3 年 12 月 6 日まで

収 入	支 出
主たる寄附	
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)	人 件 費 32,000 円
日本共産党名古屋東北西 政党 268,220 円	家 屋 費 0 円
中地区委員会	(選挙事務所費 0 円)
森川 恵子 無職 32,000 円	(集合会場費 0 円)
	通 信 費 4,500 円
	交 通 費 0 円
	印 刷 費 542,900 円
	広 告 費 10,000 円
	文 具 費 5,000 円
	食 料 費 0 円
	休 泊 費 0 円
	雑 費 9,000 円
その他の寄附 0 件 0 円	
その他の収入 0 円	
今 回 計 300,220 円	今 回 計 603,400 円
前 回 計 0 円	前 回 計 0 円
総 計 300,220 円	総 計 603,400 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	60,080 円
	ポスターの作成	243,100 円

報告書受理年月日	令和3年12月16日	第1回報告分
----------	------------	--------

名古屋市教育委員会告示第8号

教育委員会定例会の開催について

令和4年5月11日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年4月26日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西 淵 茂 男

令和4年度 歯科衛生優良校等の表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第20号

名古屋市上下水道局公印規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月2日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表局長印の部てん書の款方24の項及び局長職務代理者印の部てん書の款方24の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市上下水道局公印規程の規定により調製されている用紙でなお残量のあるものは、この規程による改正後の名古屋市上下水道局公印規程の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

名古屋市交通局告示第6号

名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券（以下「観光周遊乗車券」という。）を次のように発売します。

令和4年4月27日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 料金

870円

2 発売方法

観光施設入場券1枚と同時に購入する者に観光周遊乗車券を1枚発売します。（観光庁のG o T oトラベル「地域共通クーポン」の利用も可）

3 発売場所

各乗車券発行所とします。

4 使用条件

(1) 観光周遊乗車券は、1枚で大人1人が使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

(2) 通用開始日・通用期間については、共通一日乗車券の例によります。

5 発売開始日

令和4年4月28日

6 料金の還付

還付不可とします。

7 不正使用

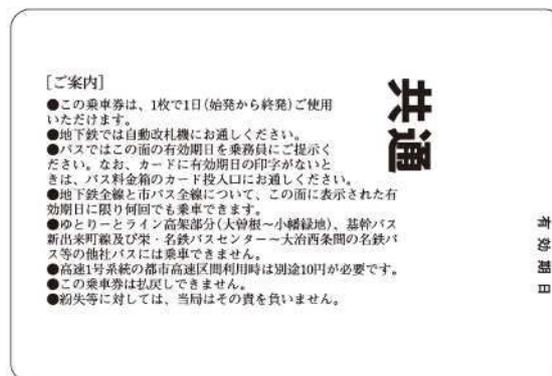
観光周遊乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

8 様式

(表)



(裏)



(裏面磁気膜)

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年4月27日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

なるぱーく

名古屋市緑区浦里三丁目 232番

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
みずほ信託銀行(株)	代表取締役 梅田 圭	東京都中央区八重洲一丁目 2番 1号	変更なし	変更なし	東京都千代田区丸の内一丁目 3番 3号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	—	—	—	株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1	令和3年 11月 19日

2	—	—	—	中部フーズ 株	代表取締役 額 直孝	岐阜県多治 見市高根町 四丁目20番 地	令和 3年 11月 19日
---	---	---	---	------------	---------------	-------------------------------	------------------------

3 変更の日

- (1) 設置者の住所については、令和 3年11月22日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、住所変更のため
- (2) 小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 4月12日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 4月27日から同年 8月29日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 8月29日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課